

令和 8 年度 最終処分場維持管理事業
賀茂環境センター最終処分場土砂撤去工事
仕様書

工事場所 東広島市黒瀬町国近 10427 番地 24 賀茂環境センター

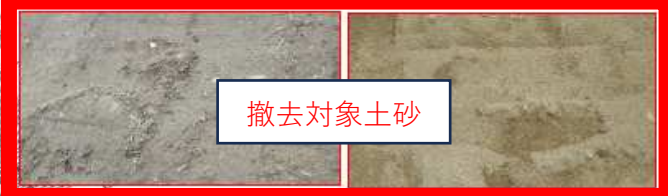
広島中央環境衛生組合





※撮影方向 →

7月17日の保管状況



撤去対象土砂



図面番号	26	縮尺	1:11000
工種	廃土処理計画図		
種別	廃土処理計画図	巻数	1/1
件名	舞伎橋センター		
工事場所	東広島市黒瀬町御道		
広島中央環境衛生組合			

特記仕様書

第1章 総則

1. 適用

本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）」に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

- (1) 「広島県」とあるのは「広島中央環境衛生組合」と読み替える。（ただし、第1編第1章第1節1-1-1-26第10項、第1編第1章第2節1-1-2-1第3項、1-1-2-8第1項、1-1-2-9第1項、1-1-2-10第1項、1-1-2-11第1項、第6項、第8項、1-1-2-14第2項、1-1-2-16第1項、第3項、第2編第1章第3節2-1-3-1、第3編第1章第2節3-1-2-3第2項においては読み替えない。）
- (2) 「建設工事請負契約約款」とあるのは「広島中央環境衛生組合の建設工事請負契約約款」と読み替える。
- (3) 「土木工事監督規程」とあるのは「広島中央環境衛生組合建設工事監督事務取扱要綱」と読み替える。
- (4) 「土木工事検査規程」とあるのは「広島中央環境衛生組合建設工事検査規程」と読み替える。
- (5) 「建設工事執行規則第19条の1」とあるのは「広島中央環境衛生組合建設工事執行規則により例による東広島市建設工事執行規則第19条第1項」と、「建設工事執行規則第41条の2」とあるのは「広島中央環境衛生組合建設工事執行規則により例による東広島市建設工事執行規則第41条第2項」と読み替える。
- (6) 「広島県契約規則第2条の1」とあるのは「広島中央環境衛生組合契約規則により例による東広島市契約規則第2条第1項」と読み替える。
- (7) 「土木工事検査技術基準」とあるのは「東広島市の「土木工事検査技術基準」」と読み替える。
- (8) 「低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「広島中央環境衛生組合低入札価格調査制度事務取扱要領」と読み替える。
- (9) 「広島県の建設工事入札参加資格」とあるのは「広島中央環境衛生組合の競争入札参加資格」と読み替える。
- (10) 広島県の「建設業者等指名除外要綱」とあるのは東広島市の「建設業者等指名除外基準要綱」と読み替える。
- (11) 「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「広島中央環境衛生組合低入札価格調査制度事務取扱要領」と、「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条」とあるのは「広島中央環境衛生組合低入札価格調査制度事務取扱要領第11条」と読み替える。
- (12) 「県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱」とあるのは「広島中

「中央環境衛生組合建設工事暴力団等排除要綱」と読み替える。

(13)その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1	2	5	工事の下請負	3から6まで	適用しない。
1	1	2	14	施工管理	1	適用しない。
1	1	2	16	環境対策	4	適用しない。
1	1	3	3	現場代理人及び主任技術者又は 監理技術者	5から6まで	適用しない。
1	1	3	4	下請負及び契約の制限	1(2)	適用しない。
1	1	3	5	主要資材の購入		適用しない。
1	1	3	7	契約後 VE 工事		適用しない。
1	1	3	9	県産木材の活用	(2)	適用しない。
1	1	3	10	工事現場の現場環境改善等		適用しない。
1	1	3	11	現場環境改善（ウィークリース タンス）の実施	(4)[2]から [7]まで	適用しない。
3	1	1	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	1	2	工程表		適用しない。
3	1	1	7	工事完成図書の納品	2から6まで	適用しない。
3	1	1	8	技術検査	3から5まで	適用しない。
3	1	2	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	2	2	工程表		適用しない。
3	1	2	5	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	2	6	提出書類	2	適用しない。
3	1	3	1	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	3	2	技術検査	2	適用しない。

2. 現場代理人の兼務

- 受注者は、請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、現場代理人兼務申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、他の広島中央環境衛生組合・広島県水道広域連合企業団・広島県発注の工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。ただし、一円の地域を対象とする工事（工事場所を「〇〇一円」とする工事）を除く。

(1)兼務する工事が広島中央環境衛生組合・広島県水道広域連合企業団・広島県のいずれ

れかの発注であること

- (2) 兼務する工事件数が本件工事を含めて5件（災害復旧工事に係る件数を除く。）以内であること
- (3) 兼務する全ての工事現場が同一町内(※)であること。ただし、兼務する工事現場が同一町内を越えるときは、全ての工事現場間が直線距離で5km以内であること
- (4) 兼務する工事が広島県水道広域連合企業団又は広島県発注工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
- (5) 監督職員の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること

なお、(4)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

- 2 受注者は、前項に掲げるほか、工事箇所が10km以内で密接な関係のある他の公共工事(建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。)において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、別記様式第1号に必要な書類を添付して、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

- (1) 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること
- (2) 兼務する工事箇所が広島中央環境衛生組合管内であること
- (3) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
- (4) 監督職員の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること

なお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

- 3 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は現場代理人兼務承認書(様式第2号)により、承認しない場合は現場代理人兼務非承認書(様式第3号)に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。

- 4 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、

現場代理人兼務承認取消書（様式第4号）により、その承認を取消すものとする。

- (1)兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
 - (2)兼務を承認した日から起算して14日（広島中央環境衛生組合の休日を定める条例（平成21年条例第5号）第1条第1項に規定する休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
 - (3)兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (4)兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
 - (5)著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - (6)その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
- 5 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行うことがある。

※ 同一町内における町とは西条町、八本松町、志和町又は高屋町にあっては昭和49年4月20日前の町の区域とし、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町又は安芸津町にあっては平成17年2月7日前の町の区域とする。

5. 履行報告

本工事は、小規模工事等であるため所定の様式での提出を省略し、広島版「土木工事共通仕様書（令和7年8月）」第1編1-1-1-23第2項第3号に記載の資料を監督職員に提出することにより履行報告とする。なお、工期延長等が必要となった場合は、報告方法について監督職員と協議するものとする。

6. 官公庁等への手続き等

受注者は、関係官公庁及びその他の関係機関との諸手続きにおいて許可、承諾等を得た場合はその書面（写し）を提出するものとし、更新手続き（許可内容が同じもの）の場合は、届出等の鑑のみとする。

7. 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- 2 受注者は、建設工事請負契約約款第47条に基づき、法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
- 3 法定外の労災保険は、政府の労働者災害補償保険とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災

互助会、全日本火災共済協 同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会
又は保険会社との間で、契約を締結しているものとする。

8. 建設副産物の取り扱いについて

本工事における建設副産物の取扱いについては、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者への教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成 受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記

載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。なお、対象となる工事は請負代金額が100万円以上、または建設発生土の搬出が500m³以上の工事を対象とする。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
 - (2) 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
 - (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土の搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量

- (5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付
受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする
- 11 受領書の内容確認
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 13 建設発生土の最終搬出先までの確認受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
- (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入（再搬出しないもの）

第2章 施工条件

1. 工程

(1) 施工時期・時間の制限

施工内容	賀茂環境センター最終処分場1工区に積置きしている土砂の積込、運搬及び処分
時期	全工事期間
時間	8時30分～17時(作業時間)
施工方法・理由	施工箇所の交通量が多いため、1車線は確保することとし、作業終了後は速やかに交通規制を開放すること。

(2) 現場作業終期日

令和8年10月30日とする。

2. 土砂分別について

積置きされた土砂については、スケルトンバケットにより土砂分別を行うこと。

なお、分別された可燃物(木くず、プラスチック等)については、賀茂環境センター場内での処分とする。

3. 土砂の搬出について

2.において分別された土砂は、次に掲げる箇所に搬出すること。

なお、受入先との協議等で搬出が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

箇所名：大地リサイクルセンター

4. 安全対策

(1) 交通誘導警備員・警戒船・保安要員

交通誘導警備員・交通誘導警備員は見込んでいない。ただし、現場条件の変更等により、交通誘導警備員の配置が必要となった場合には、事前に監督職員と協議を行った上で変更対象とする。

第3章 その他

1. 工事関係書類

(1) 工事関係書類の作成は、東広島市建設工事関係書類作成要領 -土木工事編-によるものとする。

(2) 工事関係書類の提出は、「契約関係書類」1部、「施工管理書類」は、工事打合せ簿による場合は2部、その他による場合は1部とする。

2. 工事写真

施行写真は、同一箇所で施行前・施行状況・施行後を対比させて添付し、各工種を施行段階毎に撮影すること。

また、積込運搬状況、処分場搬入状況を撮影すること。工事写真の提出部数は、工事写真帳と原本(電子媒体)を各1部提出する。

3. 疑義の解決等

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議し決定すること。

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					
土砂撤去	1	式			
土工	1	式			
掘削工	1	式			
積込 (ルーズ) 土砂	6,000	m ³			
積込 (ルーズ) 土砂 土量50,000m ³ 未満	6,000	m ³			SPK250440007 単第0 -0001 表
残土処理工	1	式			
土砂等運搬 標準 土砂 (岩塊・玉石混り土地含む)	6,000	m ³			
土砂等運搬 標準 土砂 (岩塊・玉石混り土地含む) DID区間なし 距離49.5km以下 (22.5km超)	6,000	m ³			SPK250440002 単第0 -0002 表

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
残土等処分	6,000	m ³			
【直接工事費に含まれる処分費率】 「処分費等」の取扱いによる					
土砂処分費 大地リサイクルセンター	6,000	m ³			F0000000001
土砂分別（スケルトン使用）	1	式			
土砂分別（スケルトン使用）	6,000	m ³			
土砂分別（スケルトン使用）	6,000	m ³			F0000000002
直接工事費 #0020計＝支給品等（材料），無償貸付					
共通仮設費率分	1	式			
計算情報…… 対象額…… 率……					

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
** 共通仮設費計 **					
** 純工事費 **					
現場管理費 計算情報…… 対象額…… 率……	1	式			
** 工事原価 **					
一般管理费率分 計算情報…… 対象額…… 率……	1	式			前払補正率…
契約保証費 計算情報…… 対象額…… 率……	1	式			当初請対額 当初対象額
一般管理費計	1	式			
** 工事価格 **					
** 消費税相当額 **					

施工単価表

積込 (ルーズ)

SPK250440007

単第0 -0001 表

土砂

土量50,000m³未満

1 m2 当り

機械構成比: 42.39%

労務費構成比: 38.74%

材料構成比: 18.87%

市場単価構成比: 0.00%

標準単価: 240.90000

代表機材規格 (積算地区)	構成比	単価 (積算地区)	代表機材規格 (東京地区)	単価 (東京地区)	備考
バックホウ (クローラ型) 標準型・排気2014 山積0.8/平積0.6m ³	42.39%		バックホウ (クローラ型) 標準型・排気2014 山積0.8/平積0.6m ³		
運転手 (特殊)	38.74%		運転手 (特殊)		
軽油 パトロール給油;2~4KL積載車給油	18.87%		軽油パトロール給油		
積算単価			積算単価		
A=1 土砂			B=1 土量50,000m ³ 未満		

施工単価表

土砂等運搬
標準 土砂 (岩塊・玉石混り土含む)
機械構成比: 44.67%

SPK250440002

土量50,000m³未満

単第0 -0002 表

1 m2 当り
標準単価: 3676.20000

労務費構成比: 40.44% 材料構成比: 114.89% 市場単価構成比: 0.00%

代表機労材規格 (積算地区)	構成比	単価 (積算地区)	代表機労材規格 (東京地区)	単価 (東京地区)	備考
ダンプトラック (オンロード・ディーゼル) 10 t 積級 (タイヤ損耗費及び補修費 (良好) を含む)	44.67%		バックホウ (クローラ型) 標準型・排気2014 山積0.8/平積0.6m ³		
運転手 (特殊)	40.44%		運転手 (特殊)		
軽油 パトロール給油;2~4KL積載車給油	14.89%		軽油パトロール給油		
積算単価			積算単価		
A=1 土砂 C=1 土砂 (岩塊・玉石混り土含む) E=51 距離49.5km以下 (22.5km超)			B=1 バックホウ山積0.8m ³ (平積0.6m ³) D=1 DID区間なし		
【補正式】					